

計画期間

平成25年度～平成37年度

和歌山県酪農・肉用牛生産近代化計画書

平成28年 3月

和歌山県

目 次

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標
 - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
 - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
- III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標
 - 1 酪農経営方式
 - 2 肉用牛経営方式
- IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項
 - 1 乳牛
 - 2 肉用牛
- V 飼料の自給率の向上に関する事項
- VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項
 - 1 集送乳の合理化
 - 2 乳業の合理化等
 - 3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化
- VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項
 - 1 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置
 - 2 畜産クラスターの推進方針
 - 3 その他必要な事項

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

[I] 酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の和歌山県の情勢の変化

酪農及び肉用牛生産については、人手不足、乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少、飼料価格の上昇など（人・牛・飼料）の大きな変化により、生産基盤の弱体化が懸念されている中、更に消費者の需要の多様化やT P P等国际環境の変化等により、今後の酪農・肉用牛生産の構造に大きな変化が現れることが予測されている。

1. 生産基盤の弱体化の懸念

(1) 離農や後継者不足による人手不足

離農と後継者不足、畜産農家の減少により、担い手と労働力の両面で、人手不足が深刻化している。

酪農では、設備投資の負担の増加や重い労働負担により、後継者と新規就農者の確保が困難となっている。

肉用牛生産では、特に小規模な繁殖農家で後継者の不在が目立つ。

(2) 乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少

乳用牛・肉用繁殖牛の飼養頭数が減少している。

酪農では、乳用牛飼養農家の減少により、生乳生産量が減少している。

肉用牛生産では、肉用繁殖牛飼養頭数の減少により、子牛価格が高騰して、肥育農家の経営を圧迫している。

(3) 飼料価格の上昇

酪農及び肉用牛経営は相当部分を輸入飼料に依存してきたが、世界的な穀物需給の変化等により、配合飼料価格は高水準で推移している。

2. 消費者の需要の変化

人口減少等により国内需要は減少が見込まれる中、消費者ニーズは、安全・安心への関心や健康志向等により多様化している。

牛乳・乳製品では、チーズ、発酵乳等の需要が増加し、牛肉では、脂肪交雑の多い霜降り牛肉だけでなく、適度な脂肪交雑の牛肉等への関心も高まっている。

3. 国際環境の変化

経済連携交渉の進展等、国際化が進む中、外国産畜産物に対する競争力の強化が課題となっている。

一方、海外における日本食への関心の高まり等から、和牛肉など国産畜産物の輸出拡大の可能性が高まっている。

[II] 酪農及び肉用牛生産の競争力の強化

1. 生産基盤強化のための取組

和歌山県の酪農及び肉用牛生産の競争力を強化するためには、生産基盤を強化させることが最優先の課題である。

和歌山県は国、市町村、関係機関等と連携を強化し、生産基盤の弱体化の主な要因である、①人手不足、②乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少、③飼料価格の上昇の3つの要因を克服するため、県内産地全体で収益性を向上させる「畜産クラスター」を始めとする畜産振興施策を重点的に実施する。

生産者と県内の畜産関係者は、畜産クラスターの仕組みを活用することなどにより、県内の実情等に応じて連携・協力し、県内全体で畜産の収益性の向上と生産基盤の強化に取り組む。

(1) 担い手の育成と労働負担の軽減

飼料価格の上昇等による厳しい経営環境や経済連携への不安を背景に、高齢化や後継者不足等による離農も増加し、酪農及び肉用牛生産の飼養戸数は減少が続いている。

平成22年から26年までの4年間で、乳用牛飼養戸数は24%、肉用牛飼養戸数は21%減少している。1戸当たり飼養頭数が大きく伸びない中、この飼養戸数の減少は、総飼養頭数の減少を招いている。

飼養戸数の減少を抑制するためには、職業としての酪農及び肉用牛生産の魅力を高め、後継者による継承や新規参入を促すとともに、離農農家を含む生産者の経営資産を後継者や若年層に円滑に継承することが重要である。

また、農村地域では過疎化の進行等により雇用の確保が一層困難となっている中、労働負担を軽減するため、分業化、放牧や機械化による飼養管理の省力化の推進が課題となっている。

① 新規就農の確保と担い手の育成

(背景・課題)

酪農及び肉用牛生産の新規就農等には、飼料生産のための農地の取得、飼養管理施設の整備、家畜の導入等が必要であり、多額の投資負担が生じる。また、就農前後の継続的な研修等を通じ、飼養・経営管理に係る技術・知識の習得と向上が必要である。

これらの農地の取得や施設の整備、技術・知識の習得について、後継者や新規就農者の負担を軽減するための地域的な取組が重要である。

(対応・取組)

農地の取得や施設の整備に係る負担軽減については、離農農場等の既存施設の貸付けなどの取組が有効である。

このため、地域の関係機関が情報を集約して提供するなど、新規就農希望者等と離農予定農家等とのマッチング支援を行う取組を進める。

また、飼養・経営管理に係る技術・知識の習得について、地域の関係機関は、新規就農者等への研修機会の提供に努める。長年生産に携わってきた熟練の高齢者等、地域の生産者の協力を得ることにより、知識・経験の継承を進める。

和歌山県は、関係機関等の連携により、新規就農者等に対する研修等の充実・強化を推進する。

② 放牧活用の推進

(背景・課題)

放牧は、飼料の生産・給与や排せつ物処理等の省力化が期待できることから、担い手の高齢化や労働力不足への対応として有効である。

また、生活と仕事の調和（ワークライフバランス）の実現が期待できることなどから、職業としての酪農及び肉用牛生産の魅力を高める効果も期待できる。

しかし、放牧に対する地域の理解や技術的課題などから放牧の条件が整わないこと、地形的制約などにより、和歌山県における放牧の取組は、これまで限られた地域でのみ行われてきた。

(対応・取組)

和歌山県、市町村、生産者団体は、放牧について、荒廃農地等の放牧利用を検討するなど、放牧技術の普及・啓発、高度化に努める。

③ 外部支援の活用の推進

(背景・課題)

酪農及び肉用牛生産は、家畜の飼養・衛生管理、飼料の生産・調製など多岐にわたる作業を伴い、多くの労働力を要する。

作業委託による分業化やヘルパーの活用は、労働負担の軽減、作業の効率化、飼養管理等への集中による生産性の向上に有効である。また、これらの組織は、地域における新規就農者等の技術習得の場としても重要である。

しかしながら、和歌山県においては、小規模の家族経営農家が大半を占め、県内各地に散在している状況であり、コントラクターが収益を確保できるほどの労働需要は見込めない。また、TMRセンターやキャトル・ステーション（CS）やキャトル・ブリーディング・ステーション（CBS）についても、飼養農家数、飼養頭数から見ても、設立、運営コストが軽減されるほどの需要が見込めず、集約の利点が活かされにくい状況である。

(対応・取組)

本県の畜産経営の健全な育成を図る上でも畜産農家の休日の確保、傷病時の経営継続等のために労働力は必要であり、新規就農者等の技術習得の場として重要であることから、新規就農者等の情報提供により地域での人材活用を促進していく。

④ ロボット等の省力化機械の導入推進

(背景・課題)

高齢化・人口減少が進行している農村においては、労働力の確保が一層困難になっている。

こうした中、搾乳、哺乳、給餌等の労働負担の軽減に資する、搾乳ロボットや哺乳ロボット等の省力化機械が普及・定着しつつある。

(対応・取組)

各経営体の飼養形態や飼養規模に応じて、計画的な省力化機械の導入を推進する。この際、過剰な設備投資とならないよう配慮する。

(2) 乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応

酪農経営においては、飼養戸数の減少による飼養頭数の減少を飼養規模の拡大で補いきれず、乳用牛飼養頭数が減少している。その背景としては、後継者のない農家の廃業、人的制約、経済的制約、地理的条件等による規模拡大が困難な状況などがある。

このため、平成20年以降、乳用牛飼養農家は4割近く減少し、飼養頭数は、約160頭、20%減少しており、平成26年は640頭となっている。

また、肉用牛経営においては、小規模な繁殖経営を中心に高齢化や後継者不足による離農が続いており、肉用牛飼養頭数は減少が続いている。具体的には、平成20年以降、肉用牛飼養農家は3割以上減少し、飼養頭数は約1,530頭、36%減少しており、平成26年は2,720頭となっている。

このような飼養頭数の減少の結果、酪農においては、乳用牛資源や生乳生産量の減少が続き、肉用牛生産においては、子牛価格が高騰して肥育経営を圧迫している。

乳用牛・肉用牛の飼養頭数を確保するためには、引き続き、個々の経営における作業の効率化と飼養コストの削減を進めるほか、性判別技術と受精卵移植技術の活用による効率的な乳用後継牛の確保と和子牛生産の拡大を推進することが必要である。

さらに、家畜改良増殖の推進や飼養管理の適正化により、乳用牛・肉用牛の生産性向上を推進することも重要である。

① 繁殖母牛の増頭等による規模拡大

(背景・課題)

離農に伴う飼養頭数の減少を抑制するには、引き続き、個々の経営の飼養頭数の増加を推進することが重要である。規模拡大により生産の効率化を図ることは、国際化の進展に対応して、国際競争力を強化するためにも有効である。

しかし、分業化や個々の経営における省力化の推進等による生産構造の転換は、ある程度の規模の経営農家には有効でも、和歌山県では小規模農家が立地密度の薄い状態であるため、そのメリットを発揮しにくい。

(対応・取組)

引き続き、酪農及び肉用牛経営においては、個々の経営の飼養頭数の増を推進する。県は特に肉用牛の繁殖母牛の増頭を積極的に支援することで、飼養頭数の拡大を推進する。

② 計画的な乳用後継牛の確保と和子牛生産の拡大

(背景・課題)

酪農経営においては、乳用雄子牛よりも価格の高い交雑種子牛の生産が増加していることなどから乳用後継牛の頭数が減少しており、生乳生産量の減少要因の一つとなっている。こうしたことから、優良な乳用後継牛を確保する必要がある。

他方、乳用牛から生産される乳用雄牛、交雑種の牛は、酪農家の貴重な収入源として収益性の向上に寄与してきたほか、その牛肉は消費者に広く購入

されてきた。しかしながら、枝肉の取引価格が相対的に低く、乳用雄肥育経営では生産コストが粗収益を上回る状況が続いている。

このような状況を踏まえ、酪農家の収入の確保を図りつつ、肉用牛生産の競争力を強化するため、受精卵移植による和子牛の生産を拡大する必要がある。

(対応・取組)

性判別技術の活用により、優良な乳用後継牛の確保を推進する。

その上で、受精卵移植技術の計画的な活用を促進し、乳用雄牛や交雑種から、より付加価値の高い肉専用種の生産への移行を推進する。

和歌山県は、これらの技術の効率的な利用に向けた技術の高位平準化及び性判別技術や受精卵移植技術等での受胎率の向上に向けた技術的な課題の解決を図るとともに、これらの技術の普及に努める。

③ 乳用牛の供用期間の延長

(背景・課題)

近年、乳用牛の供用期間は短縮傾向にあり、和歌山県内での平均除籍産次は3産程度に低下している。供用期間の延長は、乳牛償却費の低減に加え、生涯生産量の増加に寄与することから、生乳生産量の確保・増加を図る上で有効である。

(対応・取組)

県及び関係機関が的確な情報発信に努めることにより、乳用牛の供用期間の延長に向けた適正な飼養・衛生管理の徹底を図る。

具体的には、酪農における過搾乳の防止や乳用牛の栄養管理の徹底、適切な削蹄の励行、牛舎環境の改善等の取組を推進する。

④ 需給環境の変化に応じた家畜改良の推進

(背景・課題)

需要に応じた畜産物の安定供給、品質の向上とともに、酪農及び肉用牛経営の生産性の向上を図るため、家畜改良を推進していくことが重要である。

(対応・取組)

新たに策定された家畜改良増殖目標に即して改良増殖を推進する。

具体的には、乳用牛については、1頭当たり乳量の向上とともに供用期間の延長等による生涯生産性を高める観点から、泌乳能力と体型をバランス良く改良する。

肉用牛については、生産コストの低減や多様な消費者ニーズへの対応の観点から、早期に十分な体重に達し、現状と同程度の脂肪交雑が入り、繁殖性等にも優れる母牛の作出や選抜・利用を推進する。

⑤ 牛群検定の加入率の向上

(背景・課題)

牛群検定の積極的な活用により乳用牛の生産性を向上させることが重要であるが、和歌山県では牛群検定は実施されていない。そのため、乳用牛1頭当たり乳量が伸び悩んでおり、生産量低下の一因とも考えられる。

(対応・取組)

関係機関は、酪農における飼養・繁殖管理、乳質・衛生管理及び乳用牛の遺伝的改良に役立つ分かりやすい検定データの提供等に努め、県内版の簡易牛群検定を実施し、乳用牛の生産性の向上を目指す。

⑥ 家畜の快適性に配慮した飼養管理の推進

(背景・課題)

日々の観察や記録、良質な飼料や新鮮な水の供給等を始めとした適正な飼養管理の励行により、家畜を快適な環境で飼養することは、家畜本来の能力を最大限に発揮させることによる生産性の向上にも寄与する。

(対応・取組)

家畜保健衛生所をはじめとして関係機関による適切な飼育管理指導を実施する。

(3) 国産飼料生産基盤の確立

我が国の畜産は、飼養規模の拡大に伴い、安価で調達しやすい輸入濃厚飼料への依存度を強め、乳用牛の泌乳量の増加、肉用牛の効率的な増体を図ってきた。

しかし、アジア諸国等の新興国における人口の増加や所得水準の向上、バイオ燃料の利用の拡大等を背景として、穀物価格は高水準で推移し、配合飼料価格は10年前の1.5倍程度となっている。また、輸入飼料に依存する経営は、為替や海上運賃等の不安定要因の影響を大きく受ける。

和歌山県では、酪農及び肉用牛経営における生産費の約4割を飼料費が占めることから、輸入飼料価格の上昇や変動は、経営に大きな影響を及ぼす。

このため、比較的安価かつ安定的に生産可能な国産粗飼料の生産・利用の拡大、放牧活用の推進等により、輸入飼料への依存から脱却し、国産粗飼料等の生産基盤に立脚した安定的な生産に転換していくことが必要である。

① 国産粗飼料の生産・利用の拡大

(背景・課題)

酪農及び肉用牛生産においては、他の畜種の生産と異なり一定量の粗飼料を給与しなければならず、粗飼料の生産・利用の拡大は重要である。

和歌山県では、輸入粗飼料はその利便性等から積極的に利用されてきたが、価格変動等が経営に影響を及ぼすことから、高品質で低コストな国産粗飼料の生産・利用の拡大を推進し、飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産に転換することが重要である。

(対応・取組)

和歌山県及び関係機関は、生産者団体と連携し、水田を活用した稲発酵粗飼料（稲WCS）等の良質な国産粗飼料の生産・利用の拡大を図る。

また、稲作農家の協力を得ながら、水田活用の直接支払交付金を利用した稲WCSの生産・利用を拡大させるとともに、良質な粗飼料を低コストで生産する取組を推進する。

② 放牧活用の推進

(背景・課題)

放牧は、飼料費の低減による収益性の向上のほか、適度な運動等による受胎率の改善、肢蹄の強化など、牛の生産性の向上等に寄与することも期待される。

酪農経営においては、放牧により泌乳量が減少する可能性があるが、飼料費の低減効果も期待されることから、集約放牧や適正な規模拡大等により、一定の収益を確保することが可能である。

肉用牛繁殖経営においては、放牧による水田の有効活用や休耕田・荒廃農地の活用など、放牧地を確保できる可能性が高まっている。

(対応・取組)

飼料費の低減に資するためにも、特に中山間地域の耕作放棄地を中心として放牧可能地等の調整等に取り組む。

③ 飼料用米等国産飼料穀物の生産・利用の拡大

(背景・課題)

主食用米の需要量が減少傾向にある中、我が国の食料自給率・自給力の向上を図るためには、引き続き、需要に即した主食用米の生産を進めるとともに、飼料用米等の生産拡大により、水田のフル活用を推進する必要がある。

我が国の気候・風土に適した米は、とうもろこしとほぼ同等の栄養価を有し、配合飼料原料となり得るほか、特徴ある畜産物のブランド化、水田活用を通じた堆肥の還元、地域との結びつきの強化等の効果も有する。

飼料用米を始めとする国産飼料穀物の生産・利用の拡大は、国内資源の有効活用を通じ、耕種農業と畜産が相互に支え合う強固な関係を構築する契機にもなることが期待される。

(対応・取組)

近隣地域での、耕種側と畜産側（畜産農家や配合飼料製造業者等）の需給を結びつけるマッチングを引き続き推進する。

④ エコフィードの生産・利用の促進

(背景・課題)

飼料自給率の向上のみならず、酪農及び肉用牛経営における飼料費の低減や、国内における資源循環の確保を図るため、食品残さや地域で排出される農場残さを原料としたエコフィードを活用することが重要である。

(対応・取組)

食品産業事業者や再生利用事業者、畜産農家等の関係者の連携や生産利用体制の強化を促進し、品質の確保を図りつつ、エコフィードの生産・利用の更なる拡大を推進する。特に今後、地域の特色を活かした畜産物の開発という観点から、県特産未利用資源を活用した肥育牛用エコフィードの開発と生産物のブランド化を進める。

⑤ 肉用牛生産における肥育期間の短縮

(背景・課題)

肉用牛の長期間の肥育は、脂肪交雑などの肉質の向上と枝肉重量の増加に

貢献してきたが、近年の飼料価格の上昇は、肥育経営を圧迫している。

肉用牛生産の競争力を強化するためには、肉質等の優れた特性を維持しつつ、肥育期間の短縮などにより飼料費を抑制する必要がある。

(対応・取組)

肉質・枝肉重量の変化に留意しながら、肥育期間の短縮による効率的な肉用牛生産への取り組みを進める。

具体的には、生産者集団や畜産試験場において行われている短期肥育技術開発を積極的に推進するとともに、肥育素牛の増体能力の向上に主眼を置いた繁殖雌牛の牛群改良を図ることとする。また前述のエコフィードを利用した肥育技術においても肥育期間の短縮化を念頭に置いた開発を進める。

2. 畜産経営の収益力の強化

畜産農家は、法人経営だけでなく、家族経営についても、以下の取組を実施して収益性の向上を図るとともに、経営能力や飼養管理能力等の継続的な強化を図ることが重要である。

(1) 収益性の向上のための取組

畜産農家は、経営形態の違いや需給事情等の国内外の状況変化に対応して、収益性の向上に向けた最適な取組を行うことが重要である。

① 国産飼料の活用による生産費の低減

(背景・課題)

配合飼料価格は10年前に比べ高水準で推移している。

他方、県内では、放牧に利用可能な土地の増加が見込まれるほか、水田を活用した稲WC Sの生産・利用の取り組みが始まりつつある。

(対応・取組)

自家農地で自ら生産した粗飼料の利用はもとより、地域の耕種農家と連携した国産飼料の生産・利用の拡大に取り組む。また、中山間地域における耕作放棄地の集約による放牧地への転用の可能性等を検討する。

② 規模拡大による生産量の増加

(背景・課題)

生産基盤強化のための施策を活用し、飼養規模の拡大により生産量を増加させることは、収益性の向上のために引き続き重要である。

(対応・取組)

経営の中長期的な発展のため、過大な設備投資等に留意しつつ、分業化・省力化等に取り組む、計画的に飼養規模の拡大を図る。

③ 飼料効率の向上等による生産性の向上

(背景・課題)

飼料効率の向上を図るとともに、分娩監視や発情発見のためのICT(情報通信技術)等の技術や簡易牛群検定の導入などにより、適正な繁殖・飼養管理等を行い、家畜の持つ能力を最大限発揮させる。

こうしたことにより、中小規模の家族経営であっても、生産性の向上とそ

れによる収益性の向上が可能となる。

(対応・取組)

飼料分析等の実施による良質な粗飼料の確保や、ボディ・コンディション・スコアに基づく栄養管理による適正な飼料給与等に取り組む。

また、分娩監視や発情発見のためのICTの活用等による適正な繁殖・飼養管理の実施を通じ、供用期間の延長による償却費の低減、受胎率の向上などを図る。

④ 生産物の付加価値の向上

(背景・課題)

国内では、消費者ニーズに対応し、特色のある畜産物の生産方法を消費者に訴求することにより、ブランド化・差別化を図る事例もみられる。

(対応・取組)

県内産物を利用したエコフィード等の活用を図り、特色のある畜産物を消費者等に訴求し、ブランド化等に取り組む。

(2) 経営の持続的発展のための経営能力と飼養管理能力の向上

畜産経営を持続的に安定・成長させるためには、経営者が、経営規模や経営形態を踏まえて、経営能力と飼養管理能力の向上を図ることが重要である。

法人化による体制整備や、女性の経営参画等の推進により、計画的な事業運営を行い、安定的な雇用、中長期的な人材育成、円滑な経営継承を図るとともに、飼養管理を高度化させることが重要である。

① 法人化等による経営判断の高度化

(背景・課題)

酪農及び肉用牛生産は、多額の設備投資や運転資金が必要であり、投資資金の回収に時間を要し、また、資材や生産物の価格変動が大きいという特徴があることから、損益だけでなく、資金（キャッシュフロー）を適切に管理することが重要である。

設備機械の計画的な更新と持続的・安定的な事業継続を図るためには、適切に減価償却を行い、導入資金を借入れした場合にはこれを返済して、内部留保の蓄積等を図る必要がある。

このような経営管理の高度化の必要性に対応するためには、経営判断のための体制を整備するとともに、適切な事業計画、資金計画等に基づく事業運営により、持続的に収益を確保し、想定外の変化が生じた場合にはその変化に適切に対応する必要がある。

(対応・取組)

法人化等を通じ、意思決定に係る責任者や手続を明確化するなど、高度な経営判断に対応した体制を整備する。

また、決算書の作成等により、経営の実態を把握する。その上で、飼養頭数、労働負担、債務の返済負担等についての現実的な想定に基づき、利益と費用について、将来的な価格変動等のリスクも踏まえて見通しを立て、適切な事業計画及び資金計画を策定する。

法人化を行わない家族経営においても、持続的・安定的な経営を図るため、経営規模や経営形態に応じて、家計と経営を分離した上で、計画的な事業運営を行うことが重要である。

県としては、公益社団法人畜産協会等畜産コンサルタントを有した関係機関が中心となって行う経営分析、経営指導等を最大限活用し、県内農家の経営体質の強化を図る。

② 中長期的な人材育成と円滑な経営継承

(背景・課題)

高齢化と後継者不足により、酪農及び肉用牛経営を中止する者が増加し、家畜、施設等の経営資源の継承が困難になっている。

(対応・取組)

後継者や新規参入者の段階的な経営参画等を進め、人材育成と円滑な経営継承に取り組むことにより、経営者の高齢化や世代交代にかかわらず継続的に事業を継承させる。

③ 飼養管理能力の高度化

(背景・課題)

生産性等を向上させるため、生産者自らが飼養管理能力を向上させる取組を実践することが重要である。

(対応・取組)

飼養管理能力の高度化に向けて、県や関係団体による指導を引き続き実施する。

④ 女性の活躍の推進

(背景・課題)

酪農及び肉用牛経営において、女性は重要な役割を担うとともに、重い労働負担を負ってきた。

最近では、搾乳ロボット等の省力化機械の導入やICTの活用により労働負担の軽減が可能となる一方、牛の健康状態の把握など、きめ細かい個体管理が求められている。

また、経営管理や対外的な人的ネットワークが重要になっており、より消費者の視点に立った判断が求められる6次産業化など、女性が活躍しやすい場面も増えている。

(対応・取組)

きめ細かな感性が求められる飼養管理のみならず、女性の創意工夫や社交性が発揮できるよう、女性の経営への参画を推進する。

また、地域内の取組や全国的なネットワークなど幅広い活動への参加を促進する。

3. 家畜衛生対策及び畜産環境対策の充実・強化

口蹄疫等の家畜の伝染性疾病は、酪農及び肉用牛経営のみならず、地域経済、更には輸出促進にも甚大な影響を及ぼす。乳房炎等の慢性疾病も、生産量の減少

や生産費の上昇につながることから、これらの予防は経営改善のためにも重要な課題である。

また、家畜排せつ物の適切な処理・利用は、地域住民の理解を得て酪農及び肉用牛生産を継続するために必要不可欠であるほか、近年の環境規制の強化により、一層の徹底が求められている。

(1) 家畜衛生対策

① 検疫・防疫による伝染病予防対策と危機管理体制の強化

(背景・課題)

家畜の伝染性疾病、特に口蹄疫等については、近隣のアジア諸国において継続的に発生しており、人や物を介した我が国への侵入リスクは、依然として極めて高い状況にある。

(対応・取組)

県における防疫について、「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いた防疫対応が的確に図られるよう、特に家畜伝染病について、

(ア) 県は、市町村等の協力を得ながら、飼養衛生管理基準の遵守のための指導、発生時の円滑・迅速な防疫対応のための準備の徹底等

(イ) 生産者は、飼養衛生管理基準の遵守を基本とした日々の衛生管理の徹底や異常確認時の早期通報等

をそれぞれ行う。

また、県内に浸潤している慢性疾病についても、生産者においては、飼養衛生管理基準の遵守等に取り組み、地域においては、自衛防疫を中心とした地域的な防疫対応を強化し、発生予防及びまん延防止に取り組む。県は、疾病の発生状況の調査、適切な診断法等の家畜衛生に関する技術の向上を推進し、それらの結果と科学的知見を組み合わせ、効率的・効果的な疾病の発生予防とまん延防止を図る。

② 農場HACCPの一層の普及・定着

(背景・課題)

生産段階における畜産物の安全性向上及び家畜の疾病予防の観点だけでなく、生産物の付加価値の向上、輸出先や販売先への訴求力を高める上でも、畜産農家における農場HACCPの取組は有効である。

(対応・取組)

農場HACCPの導入について、現場での要望に応じて対応が可能となるよう関係者間で検討する。

③ 産業動物獣医師等の確保・育成

(背景・課題)

口蹄疫等の家畜伝染病の発生の未然防止や飼養衛生管理基準の遵守指導等を行うためには、産業動物の診療を行う産業動物獣医師の確保・育成が重要であるが、和歌山県においては、家畜保健衛生所がその業務の全てを行っているため、その体制の充実が不可欠である。

(対応・取組)

近年、公務員志望の獣医師が減少しており、安定的な人員確保が困難となっているが、引き続き、獣医養成大学等へのリクルート活動を推進するとともに、転職者等への就職情報提供も併せて行い、適切な人材確保に努める。

(2) 畜産環境対策

① 家畜排せつ物の管理の適正化と利用の推進

(背景・課題)

家畜排せつ物の発生する農家と堆肥を利用したい耕種農家のマッチングが重要である。

(対応・取組)

地域内での堆肥利用や堆肥の広域利用等受給者のマッチングを推進するとともに、自給飼料生産を拡大することで堆肥の自家利用率を向上させるよう努める。

② 臭気防止対策・排水対策の推進

(背景・課題)

畜産農家と住宅地の混住化に伴い、周辺住民との間で苦情問題が深刻化しているほか、臭気や水質に係る環境規制が強化されており、臭気の低減や汚水の浄化処理対策の地域関係者全体での取組が重要である。

(対応・取組)

地域の関係機関による連携・協力を確保しながら、施設整備や臭気低減技術の開発と普及を推進し、畜産環境問題の減少に努める。

4. 畜産クラスターの取組等による畜産と地域の活性化

酪農及び肉用牛生産は、地域の関係者の雇用の基盤ともなっていることから、その生産基盤の弱体化は、地域の社会経済の存立に関わる重大な問題である。

このため、地域における畜産の生産基盤を強化するため、畜産農家だけでなく、関係者が連携・協力して酪農及び肉用牛生産を振興し、地域全体で畜産の収益性を向上させる畜産クラスターの取組を推進することが重要である。

畜産農家と地域の関係者の一体的な取組により、畜産を起点とする取組の成果を地域の畜産全体に波及させ、地域を活性化する。

(1) 地域で支える畜産

(背景・課題)

酪農及び肉用牛生産は、飼料を始めとする生産資材の調達や畜産物の加工・流通の取引など、生産・販売に関する取引を通じて、多くの関係者に支えられてきたところである。

また、和歌山県では、食肉関係者が中心となって、「熊野牛」ブランドが立ち上げられ、生産者と関係者との連携による取組が活発化している。

このような変化を踏まえ、地域の酪農及び肉用牛生産の生産基盤を強化するためには、地域の多様な関係者が、普段の取引関係を超えて、共通の目標を持って、継続的に連携・協力する取組を行うことが必要である。

(対応・取組)

畜産クラスターの継続的な推進により、畜産農家、流通・加工業者、市町村、農協等の地域の関係者の連携・協力を通じて、地域全体で畜産の収益性の向上を目指す。

畜産クラスターの取組においては、取組の成果が地域の生産者、その他の関係者に広く波及するよう、[Ⅱ]の1の(1)から(3)までに掲げる取組を活用しつつ、地域の実態を踏まえた創意工夫や自主的な取組により、共通の目標を立て、計画を策定する。そのために、協議会等において徹底的に話し合い、関係者が一体となった継続的・計画的な取組を進める。

(2) 畜産を起点とした地域振興

(背景・課題)

酪農及び肉用牛生産は関連産業の裾野が広いことから、その振興は、関連産業の発展等を通じて地域の雇用と所得の創出に資する。

また、地域資源や荒廃農地の有効活用により、資源循環の確保、農村景観の改善、魅力的な里づくり等に資することも期待され、さらに、児童・生徒等の酪農体験学習だけでなく、幅広い世代が生き物と接する貴重な体験・学習の場として、地域の重要な観光資源ともなり得る。

(対応・取組)

畜産クラスターの取組も活用して、地域における酪農及び肉用牛生産の振興を図り、地域の雇用、就農機会の創出を図る。

また、飼料作物と堆肥の交換、放牧の活用等を推進して、資源循環の確保や農村景観の改善を図るとともに、生産者と地域住民や都市住民との交流を通じて、地域のにぎわいを創出する。

5. 畜産経営の安定のための措置

酪農及び肉用牛生産の持続性を確保し、意欲ある畜産農家が将来にわたって経営の継続と発展に取り組むことができるようにするとともに、畜産農家の努力のみでは吸収しきれない需給や価格の変化等による経営環境の悪化等に適切に対処できるようにするため、畜産経営安定対策や金融上の措置により、経営環境を整備する。

(1) 畜産経営安定対策

(背景・課題)

酪農及び肉用牛生産においては、以下の経営安定対策が講じられている。

酪農については、加工原料乳の再生産を可能とすることにより、生乳全体の需給の安定を図ることを目的として、加工原料乳生産者補給金制度が設けられている。

また、肉用牛生産については、肉用牛の繁殖・育成経営に関して、牛肉の輸入自由化に係る事情の変化が肉用子牛の価格に及ぼす影響を緩和し、肉用子牛生産の安定を図ることを目的として、肉用子牛生産者補給金制度が設けられており、また、肉用牛の肥育経営に関して、もと畜価格、枝肉価格等の変動が収

益性に及ぼす影響を緩和することにより、肉用牛肥育経営の安定を図ることを目的として、肉用牛肥育経営特別対策（新マルキン）事業が設けられている。

さらに、配合飼料については、輸入原料価格が急騰した場合に、補填を行うことにより畜産経営の安定を図り、畜産物の安定供給に寄与することを目的とした配合飼料価格安定制度等が設けられている。

（対応・取組）

意欲ある畜産農家が安心して経営を継続・発展させるため、現行の畜産経営安定対策等を適切に運用するとともに、制度の趣旨を踏まえつつ、必要に応じて、その在り方等を検討する。

（2）金融上の措置

（背景・課題）

酪農及び肉用牛生産において、意欲ある畜産農家が経営発展等のために活用可能な制度資金として、スーパーL資金や農業近代化資金等が措置されている。

また、家畜等を担保として活用するABL（動産・債権担保融資）のような資金調達手法の活用も進められている。

さらに、経営環境の悪化等により借入金の償還が困難な経営の再建のためには、経営指導や負債の借換えを行う金融措置が整備されている。

（対応・取組）

経営発展や経営環境の悪化等に対応するための金融措置の適切な利用を推進するとともに、ABLの利用に関する検討を継続する。

また、これらの資金調達手法について、生産者、金融機関等に対する情報提供を進める。

[Ⅲ] 畜産物の安全確保、消費者の信頼確保、ニーズを踏まえた生産・供給の推進

酪農及び肉用牛生産の競争力の強化のためには、生産者が加工・流通業者と一体となって、安定供給、食品の安全、消費者の信頼を確保する必要がある。

また、消費者ニーズの変化や多様化に対応して、新たな需要の喚起や高付加価値化により、消費者への訴求を図ることが重要である。

海外での日本食への関心の高まりを踏まえ、和牛肉等の輸出拡大に向け、輸出戦略の構築・実施や関係者の取組の加速が期待されている。

経済連携の進展等による国際化への対応のためにも、需要に応じた生産・供給による国際競争力の強化が重要である。

（1）安全な畜産物の供給と消費者の信頼を確保するための取組

食品安全に関する国際的な考え方が、「後始末より未然防止」を基本に、「最終製品の検査による安全確保」から「全工程における管理の徹底」へ移行していることを踏まえ、畜産物や飼料・飼料添加物の製造・加工段階でのHACCPの普及を促進し、安全と信頼を確保する。

① 製造・加工段階でのHACCPの普及促進等

（背景・課題）

牛乳・乳製品については、生乳が腐敗しやすいことや異物の混入事案が発

生していることなどを踏まえ、HACCPを導入した施設での処理・加工による安全確保や日々の点検等が重要であるが、中小・農協系乳業者では、このような施設の導入が遅れている。

食肉については、と畜場におけるHACCPを用いた衛生管理に対応した基準が設けられたほか、HACCPによる衛生管理に取り組む事業者に対する支援のための枠組みが整備されるなど、HACCPの普及に向けた取組が進められている。

(対応・取組)

和歌山県においては、小規模業者が多くHACCPの普及が遅れているが、消費者の牛乳・乳製品への信頼を確保するため、食品事故等に対して、乳業者に対して未然防止・再発防止のための情報共有や指導に努めることとし、乳業者は、施設や工程、製品等の日々の点検を励行するといった細心の注意を払うことが必要である。

② 飼料・飼料添加物に係る安全確保

(背景・課題)

飼料・飼料添加物については、安全な畜産物の安定供給を確保するため、飼料原料、製造方法等の規制、組換えDNA技術応用飼料等の安全性の確認、飼料添加物の指定に関する規制等のリスク管理を的確に行い、安全を確保することが重要である。

(対応・取組)

関係機関及び県は、飼料や飼料添加物の安全性に関する情報を速やかに公表する。

③ 動物用医薬品に係る安全確保

(背景・課題)

動物用医薬品については、安全な畜産物の安定供給を確保するため、安全で効果の高い製品を生産現場へ迅速に供給することが重要である。

(対応・取組)

県は、国の審査によって安全性及び有効性が確認された製剤や、要指示医薬品制度や使用規制制度等を適正に運用する。

(2) 国内消費者のニーズ等を踏まえた生産・供給

牛乳・乳製品については、適切な配乳調整により安定供給に万全を期するとともに、消費者ニーズの変化や多様化に対応する。

牛肉については、適度な脂肪交雑の牛肉の生産や、地域の飼料資源を活用した肉用牛・牛肉の生産を推進する。

消費者ニーズに応じて生産・供給するとの発想の下、生産者と加工・流通業者との連携により、需要と供給を結びつけることが重要である。

畜産農家は、需要の喚起と高付加価値化のため、畜産クラスター等の取組も活用して、6次産業化の取組等への加工・流通業者の積極的な参画を得て、消費者ニーズの把握と消費者への情報提供の充実、販売戦略の構築に取り組む。

① 牛乳・乳製品の安定供給

(背景・課題)

生乳は、毎日生産され、腐敗しやすいことから、廃棄することのないよう、需要に応じた生産・供給の確保が特に重要であるが、生乳や牛乳・乳製品の需給等は、世界的な気候、景気、需給動向の変化等により、より短いサイクルで大幅に変動するようになっている。

(対応・取組)

牛乳・乳製品の安定供給を図るため、関係者一丸となって生乳生産基盤の維持・強化に努める。

② 生乳の取引基準（体細胞基準、乳脂肪基準）の見直し

(背景・課題)

指定生乳生産者団体による乳質向上等を図るための指標として設定されている乳汁中の体細胞数（30万/ml以下）の自主基準は、乳質向上等に効果を上げてきた一方、産次の進んだ乳用牛の利用を困難にする面もあり、乳用牛の供用期間の延長に当たっての課題の一つとなっている。

(対応・取組)

県では、生乳の体細胞数自主基準の変更や動向を踏まえて、各生産者に対する乳質向上に向けた指導を行うとともに、乳牛の個体能力を十分に把握した上で最大限乳用牛の供用期間を延長するよう、生産者に対して飼養管理等の指導を行う。

③ 消費者ニーズに的確に対応した生産

<牛乳・乳製品>

(背景・課題)

飲用牛乳の消費は減少傾向にある一方、食生活の変化や消費者の健康志向の高まり等を背景に、チーズや機能性をうたった発酵乳等の需要は増加している。

(対応・取組)

生乳の自己処理量の上限拡大や乳業施設の設置規制緩和などを踏まえ、指定生乳生産者団体の役割に留意しつつ、酪農家自らによる牛乳・乳製品の製造販売や特色ある生乳の直接販売等の取組の普及を図る。

また、酪農・乳業関係者は一体となって、県産生乳を原料とする乳製品について、付加価値向上に取り組む。

<牛肉>

(背景・課題)

健康志向等の高まりを背景に、霜降り牛肉だけでなく、適度な脂肪交雑の牛肉に対する消費者の関心も高まっていることや、手頃な価格の牛肉へのニーズも高いことを踏まえ、肉用牛・牛肉の生産を推進することが重要である。

(対応・取組)

霜降り牛肉に加えて、前述した県産特産未利用資源を活用した肥育技術の開発等により、適度な脂肪交雑の牛肉等の生産を推進する。

また、「おいしさ」に着目した国産牛肉の評価指標の動向を注視し、畜産

試験場が主体となって消費者ニーズに対応できる畜産物の開発に努める。

④ 新商品開発などによる需要の拡大

(背景・課題)

少子高齢化や人口減少により、畜産物に係る国内需要の減少が見込まれる中、畜産物の新規需要を喚起する必要がある。

(対応・取組)

独自性のあるアイスクリーム等の牛乳加工品や牛肉加工品などの新商品開発等の取組を支援する。

⑤ 6次産業化による加工・流通・販売の促進

(背景・課題)

酪農及び肉用牛経営が主体となっていく6次産業化の取組は、消費者ニーズ等を踏まえた事業戦略の確立、自らの努力によるブランド化、高価格での販売などを通じて所得向上を図る有効な取組である。

しかしながら、6次産業化には、初期投資、販路の開拓、消費者の厳しい要求に応える品質の確保、生産と販売を両立する体制整備等を要するなどの課題がある。

(対応・取組)

酪農及び肉用牛経営は、畜産クラスターや農林漁業成長産業化ファンド等の支援施策に加え、酪農家と指定生乳生産者団体との生乳取引の多様化を図る取組も活用しながら、加工・流通業者の積極的な参画を得て、新商品の開発、加工技術の習得、消費者ニーズの把握と消費者への情報提供の充実及び販売戦略の構築に取り組む。

⑥ 販売方法の工夫による商品の特性に応じた付加価値の付与

(背景・課題)

付加価値が認められるためには、消費者に対し、原料畜産物や商品の特性を積極的に訴求することも重要である。

例えば、放牧やエコフィードの活用、地域特産品の飼料利用を消費者に伝えるため、放牧畜産基準認証制度やエコフィード利用畜産物認証制度の活用、特色を表示することなどは効果的である。

また、原料原産地等に関する情報は、消費者が適切に食品を選択するための機会の確保や、消費者の需要に即した食品の生産の振興に資する重要なものである。表示が義務付けられていない食品においても、自主的な表示は消費者の商品選択等に資する。

(対応・取組)

加工・流通関係者を中心に、消費者の多様化するニーズに対応するため、生産情報の消費者への伝達、おいしい食べ方や食卓づくりの提案など様々な工夫を行ってきている。また、本県特産未利用資源を活用したエコフィードを利用した牛肉については、その付加価値を積極的に広報し、消費者に伝えることで、高付加価値化を図れるよう留意する。

⑦ 和牛の遺伝資源の保護・活用

(背景・課題)

我が国の和牛は、長年にわたり公的機関や生産者が携わって育種改良してきた。

和牛肉は、消費者の嗜好が多様化する中でも、きめ細かな脂肪交雑などの優れた特性から、国内はもとより、諸外国の事業者や消費者等からも高い支持を得ている。

(対応・取組)

生産者自らが遺伝資源の保護と有効活用を図っていくため、国産牛肉の生産、加工、流通等の関係者が連携して、牛肉の「和牛」表示の徹底、県特産和牛「熊野牛」ブランド力向上に向けた取り組み等を推進する。

(3) 品目別の輸出戦略に沿った輸出の戦略的な促進

(背景・課題)

牛肉や牛乳・乳製品に対する国内需要が減少すると見込まれる一方、アジア諸国等の新興国の所得水準の向上や日本食に対する関心の高まりなどから、国産畜産物の輸出拡大の可能性が高まっている。

(対応・取組)

和歌山県における牛肉等の輸出実績はないが、県産畜産物の輸出可能性等について、関係機関、生産者等と協議を行う。

(4) 畜産や畜産物に対する県民理解の醸成、食育等の推進

(背景・課題)

酪農及び肉用牛生産は、良質な動物性たんぱく質の供給のほか、地域資源の活用による国土の保全や景観形成、堆肥の土壌への還元による資源循環の促進、雇用の創出による地域の活性化に資するものであるが、輸入飼料価格の上昇等による生産コスト増加を消費者価格へ転嫁することが困難なことから、収益が縮小している中、人手不足、後継者不足等の要因により、生産基盤が弱体化している。

こうした中、畜産物の栄養や特性、心身の健康に与える影響等に加え、酪農及び肉用牛生産に関する正しい理解を得るため、情報発信の強化を図るとともに、消費者との双方向の情報交流を通じて消費者等の要望や意見を広く聴くことにより、ニーズを的確に把握することが重要である。

特に、学校給食については、牛乳の飲用習慣の定着化だけでなく、児童・生徒の酪農・畜産に対する理解醸成等の機会としても重要である。

(対応・取組)

生産者や地域の畜産関係者、生産者団体は、連携してふれあい牧場や酪農教育ファーム等における体験活動を始め、消費者等と生産者の交流を深める産地交流会など様々な活動に取り組む。これらの活動を通じて、生産現場及び畜産物についての理解増進とともに、動物の飼育等によって育まれる「心」、「食」、「生命」に関する子供たち等への啓発を図る。

また、生産者団体や乳業者、食肉流通事業者等の関係者は、各種広報を通じて、畜産物の栄養や特性等に関する正確な情報発信を行う。このほか、消費者

ニーズを把握するための消費者との情報交流に努める。

さらに、これらの関係者は、牛乳の飲用習慣の定着化や児童・生徒の体位・体力の向上はもとより、畜産物や畜産・酪農に対する理解醸成を図るためにも、学校給食への安定的な牛乳等の供給を推進する。

[IV] 基本方針に関する施策の確実な実施と進捗管理のために必要な事項

1. 関係者が一体となった施策の推進

本基本方針に盛り込まれた取組は、国、地方公共団体、生産者団体その他の関係者が緊密に連携・協力しつつ、計画的に推進することが重要である。

このためには、国の基本方針を踏まえ、本計画を策定するものである。さらに市町村においても、本基本方針を受けて、市町村計画を策定することが望ましい。

また、生産者団体その他の関係者も、本基本方針の取組の具体的な実施の方針、進め方などを関係者と共有しつつ推進することが有効である。

また、地域の関係者の間では畜産クラスターの仕組みも活用して、関係者の役割を明らかにしていくことも、取組の効果的な実施に資する。

2. 施策の進捗管理と評価

県は、本基本方針の策定後、その施策を着実に推進するとともに、施策の推進状況、関係者による取組の実施状況について、随時、把握し、進捗管理を行う。

また、その過程で、施策や取組の効果、問題点等を検証し、必要に応じて、施策の見直しや改善を図るとともに、関係者に対し、取組の見直しや改善を促していくものとする。

II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

| 区域名 | 区域の範囲 | 現在（平成25年度） | | | | | 目標（平成37年度） | | | | |
|------|-------|------------|----------|----------|---------------|------------|------------|----------|----------|---------------|------------|
| | | 総頭数 | 成牛頭数 | 経産牛頭数 | 経産牛1頭当たり年間搾乳量 | 生乳生産量 | 総頭数 | 成牛頭数 | 経産牛頭数 | 経産牛1頭当たり年間搾乳量 | 生乳生産量 |
| 和歌山県 | 県下全域 | 頭 660 | 頭 600 | 頭 580 | kg 8,289 | t 4,808 | 頭 640 | 頭 570 | 頭 550 | kg 8,800 | t 4,840 |
| 合計 | | 660 | 600 | 580 | 8,289 | 4,808 | 640 | 570 | 550 | 8,800 | 4,840 |

- (注) 1. 必要に応じて、自然的経済的条件に応じた区域区分を行い、市町村をもって区域の範囲を表示すること。
また、以下の諸表における区域区分もこれと同じ範囲によること。
2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
3. 「目標」欄には、計画期間の平成37年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成25年度の数量を記入すること。以下、諸表について同じ。
4. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

| 区域名 | 区域の範囲 | 現在（平成25年度） | | | | | | | | 目標（平成37年度） | | | | | | | |
|------|-------|------------|----------|------------|----------|------------|---------|----------|----------|------------|----------|------------|----------|------------|---------|----------|----------|
| | | 肉用牛総頭数 | 肉専用種 | | | | 乳用種等 | | | 肉用牛総頭数 | 肉専用種 | | | | 乳用種等 | | |
| | | | 繁殖雌牛 | 肥育牛 | その他 | 計 | 乳用種 | 交雑種 | 計 | | 繁殖雌牛 | 肥育牛 | その他 | 計 | 乳用種 | 交雑種 | 計 |
| 和歌山県 | 県下全域 | 頭 3,000 | 頭 600 | 頭 1,650 | 頭 300 | 頭 2,550 | 頭 50 | 頭 400 | 頭 450 | 頭 3,350 | 頭 700 | 頭 2,100 | 頭 400 | 頭 3,200 | 頭 50 | 頭 100 | 頭 150 |
| 合計 | | 3,000 | 600 | 1,650 | 300 | 2,550 | 50 | 400 | 450 | 3,350 | 700 | 2,100 | 400 | 3,200 | 50 | 100 | 150 |

- (注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。
3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式
単一経営

| 方式名 (特徴となる取組の概要) | 経営概要 | | | | | 生産性指標 | | | | | | | | | | | | | | 備考 | | | |
|--------------------------------|----------------------|--------------------|-------------------------|-----|------|---------------|-------------|-----------|---|----------------|---------|------------|-------------|---------|-----------|----------------------|-----------|---------------------------------------|-------------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| | 経営形態 | 飼養形態 | | | | 牛 | | 飼料 | | | | | | 人 | | | | | | | | | |
| | | 経産牛頭数 | 飼養方式 | 外部化 | 給与方式 | 放牧利用(放牧地面積) | 経産牛1頭当たり乳量 | 更新産次 | 作付体系及び単収 | 作付延べ面積※放牧利用を含む | 外部化(種類) | 購入国産飼料(種類) | 飼料自給率(国産飼料) | 粗飼料給与率 | 経営内堆肥利用割合 | 生産コスト | 労働 | | 経営 | | | | |
| 生乳1kg当たり費用合計(現状平均規模との比較) | 経産牛1頭当たり飼養労働時間 | 総労働時間(主たる従事者の労働時間) | 粗収入 | 経営費 | 農業所得 | 主たる従事者1人当たり所得 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 酪農経営専業 (繋ぎ飼いによる一般的な酪農経営) | 家族経営 (一部パート:堆肥処理) | 頭 40 | 繋ぎ飼い パイクライ | 無し | 分離給与 | (ha) 0.6 | kg 8,800 | 産次 4.5 | イタリアン イクラス 6t/10a ソルカム 6t/10a | ha 1.6 | 無し | 無し | % 6 | % 50 | 割 1 | 円(%) 100 (100) | hr 146 | hr 6,040 (主2,920×2) (パート200) | 万円 4,900 | 万円 4,050 | 万円 850 | 万円 425 | 県内 全域 |
| 企業体酪農経営 (省力化・効率化を図る大規模法人経営) | 企業形態 | 400 | フリーゼン+フリーストール ミルクパラー | 雇用 | TMR | 0 | 8,800 | 3 | イタリアン イクラス 6t/10a ソルカム 6t/10a | 14 | TMRセンター | 無し | 6 | 40 | 1 | 100 (100) | 94 | 37,440 (2,080×従業員18名) | 49,100 | 48,600 | 500 | 500 | 東牟婁 地域 |

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。
 2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
 3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

| 方式名 (特徴となる取組の概要) | 経営概要 | | | | | | 生産性指標 | | | | | | | | | | | | | | | 備考 | | | |
|-----------------------|------|------|------|-------|------|-------------|-------|------|------|-------|-------------------------------|----------------|------------|------------|-------------|--------|-----------|-------------------------|---------------|--------------------|-------|-------|-----|------|---------------|
| | 経営形態 | 飼養形態 | | | | | 牛 | | | | 飼料 | | | | | | 人 | | | | | | | | |
| | | 飼養頭数 | 飼養方式 | 外部化 | 給与方式 | 放牧利用(放牧地面積) | 分娩間隔 | 初産月齢 | 出荷月齢 | 出荷時体重 | 作付体系及び単収 | 作付延べ面積※放牧利用を含む | 外部化(種類) | 購入国産飼料(種類) | 飼料自給率(国産飼料) | 粗飼料給与率 | 経営内堆肥利用割合 | 生産コスト | | 労働 | | | 経営 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 子牛1頭当たり費用合計(現状平均規模との比較) | 子牛1頭当たり飼養労働時間 | 総労働時間(主たる従事者の労働時間) | 粗収入 | | 経営費 | 農業所得 | 主たる従事者1人当たり所得 |
| 頭 | | | | (ha) | ヶ月 | ヶ月 | ヶ月 | kg | | ha | | | % | % | 割 | 円(%) | hr | hr | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | | | |
| 肉専用種繁殖経営(果樹(梅)との複合経営) | 家族経営 | 25 | 牛房群飼 | 無し | 分離給与 | 0.5 | 12.5 | 23.5 | 8 | 240 | イタリアンアグラス6t/10a スーガン6t/10a | 1.5 | 無し | 稲わら 野草 | 67 | 60 | 2 | 325,000 (98) | 90 | 1,900 | 940 | 590 | 350 | 350 | 県内全域 |
| 肉専用種繁殖経営(専業) | 家族経営 | 60 | 牛房群飼 | 無し | 分離給与 | 0.5 | 12.5 | 23.5 | 8 | 240 | 稲WCS4t/10a イタリアンアグラス6t/10a | 2.5 | 共同作業(稲WCS) | 繁殖牛用エコフイード | 63 | 60 | 2 | 378,000 (92) | 40 | 1,900 | 2,256 | 1,814 | 442 | 442 | 県内全域 |

(2) 肉牛用肥育経営

| 方式名 (特徴となる取組の概要) | 経営概要 | | | 生産性指標 | | | | | | | | | | | | | | | | | 備考 | | |
|--------------------------|-----------------------|--------------------|------|-------|---------|---------------|------|-------|----------|----------|----------------|---------|------------|-------------|--------|-----------|-----------------|----|---------------------------------|-------|-------|-------|-----|
| | 経営形態 | 飼養形態 | | | 牛 | | | | | 飼料 | | | | | | | 人 | | | | | | |
| | | 飼養頭数 | 飼養方式 | 給与方式 | 肥育開始時月齢 | 出荷月齢 | 肥育期間 | 出荷時体重 | 1日当たり増体量 | 作付体系及び単収 | 作付延べ面積※放牧利用を含む | 外部化(種類) | 購入国産飼料(種類) | 飼料自給率(国産飼料) | 粗飼料給与率 | 経営内堆肥利用割合 | 生産コスト | 労働 | | 経営 | | | |
| 肥育牛1頭当たり費用合計(現状平均規模との比較) | 牛1頭当たり飼養労働時間 | 総労働時間(主たる従事者の労働時間) | 粗収入 | 経営費 | 農業所得 | 主たる従事者1人当たり所得 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 肉専用種肥育経営 (果樹との複合) | 家族経営 (一部パート:堆肥処理等) | 頭 | | ヶ月 | ヶ月 | ヶ月 | kg | kg | kg | ha | | | % | % | 割 | 円(%) | hr | hr | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | |
| | | 150 | 牛房群飼 | 分離給与 | 8 | 27 | 19 | 750 | 0.92 | — | 0 | 無し | 稲わら | 5 | 10 | 1 | 415,000 (93) | 30 | 4,500 (主2,000×2) (パート500) | 8,738 | 7,537 | 1,201 | 600 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 県内全域 | |

(注) 1. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。

2. 「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含めないものとする。

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

| 区域名 | | ①総農家戸数 | ②飼養農家戸数 | ②/① | 乳牛頭数 | | 1戸当たり平均飼養頭数 ③/② |
|------|----|-------------|------------------|-----------|----------|----------|--------------------|
| | | | | | ③総数 | ④うち成牛頭数 | |
| 県下全域 | 現在 | 戸 19,400 | 戸 13 (0) | % 0.07 | 頭 660 | 頭 600 | 頭 51 |
| | 目標 | | 10 (0) | | 640 | 570 | 64 |
| 合計 | 現在 | 19,400 | 13 (0) | 0.07 | 660 | 600 | 51 |
| | 目標 | | 10 (0) | | 640 | 570 | 64 |

(注) 「飼養農家戸数」欄の () には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

酪農生産基盤の強化を図るに当たり、酪農家で飼養されている搾乳牛の個体能力の把握は最優先事項であるとともに、個体能力を把握した上で適切な交配による牛群改良が必須であるため、県内酪農家の搾乳牛個体能力把握を行うシステムの構築が急務であると考えられる。

搾乳牛個体の能力判定については、簡易牛群検定（個体別乳量、乳質の測定）を定着化させることが当面の重要な方策となる。

上述の簡易牛群検定により得られた個体別データの集積・分析を行う事により、高能力牛に対しては性判別乳用種精液の活用により、牛群改良・後継牛確保に努めると共に、低能力牛に対しては和牛受精卵移植を積極的に活用することにより、和牛子牛売却による収益性向上を図るとともに、県産ブランド和牛「熊野牛」の生産量増加に寄与することとする。

なお、上述の取組については、国のクラスター事業である畜産・酪農生産力強化緊急対策事業や県単独事業を活用することにより農家への技術定着化を図ることとする。

また、大規模酪農家については、国のクラスター事業等を活用し、作業の労力軽減に寄与する機器の整備を図るとともに、耕作放棄地等を集積した粗飼料生産を推進する事により、生産コストの低減及び堆肥の活用を促し、環境と調和の取れた酪農経営モデルの構築を進めることとする。

これらの取組により、戸数頭数の減少を食い止め、1頭当たりの搾乳量増加を目指すことにより県の生乳生産量拡大に努めることとする。

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

| | 区域名 | | ① 総農家数 | ② 飼養農家 戸数 | ②/① % | 肉用牛飼養頭数 | | | | | | | |
|----------------------------|----------|----|-------------|-----------------|----------|------------|------------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|
| | | | | | | 総数 | 肉専用種 | | | | 乳用種等 | | |
| | | | | | | | 計 | 繁殖雌牛 | 肥育牛 | その他 | 計 | 乳用種 | 交雑種 |
| 繁殖専用 経営種 | 県下 全域 | 現在 | 戸 61,300 | 戸 38 | % 0.1 | 頭 1,200 | 頭 1,170 | 頭 600 | 頭 270 | 頭 300 | 頭 30 | 頭 10 | 頭 20 |
| | | 目標 | / | 35 | / | 1,430 | 1,400 | 700 | 300 | 400 | 30 | 10 | 20 |
| 肉育専用 種肥 | 県下 全域 | 現在 | 61,300 | (17) | 0.1 | 2,390 | 2,185 | (395) | (270) | 140 | 205 | 25 | 180 |
| | | 目標 | / | 32 (15) | / | 2,835 | 2,760 | (500) | (340) | 160 | 75 | 25 | 50 |
| 雑乳 種用 肥種 育・ 経営 | 県下 全域 | 現在 | 61,300 | (15) | 0.1 | 640 | 425 | (145) | (80) | 105 | 215 | 15 | 200 |
| | | 目標 | / | 15 (10) | / | 605 | 530 | (180) | (100) | 130 | 75 | 25 | 50 |

(注) () 内には、一貫経営に係る分（肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営）について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

①肉専用種繁殖経営

繁殖経営においては、大規模な戸数の増加を望むことは非常に困難であること（資金面、環境問題面など）から、現存する経営の規模拡大（＝増頭）を強力に推進することとする。

増頭に対する支援策として、ALIC事業である中核担い手育成増頭推進事業に加え、県単独の増頭支援事業の併用により、若手中核農家を中心として規模拡大（1戸当たり50～60頭）を進める。

一方、10頭未満の小規模経営に対しては中核担い手育成増頭推進事業の採択要件である10頭を目指し、県単独の増頭支援事業により増頭を促す。

また、繁殖経営における収益性の向上を図るため、特に、稲WCS生産の普及を中心とした自給飼料生産体制の整備を図るとともに、従来から実践されている稲わらの積極的利用や、野草の飼料利用などの取組、エコフィードの積極的活用を促進すること等により、飼料自給率の向上を図ることとする。

上述の取組を図るうえで、施設整備や機器導入が必要な場合については、地域の実情や取組内容に応じた畜産クラスター協議会の設立・運営を支援することで、畜産クラスターハード及びブリース事業を積極的に活用し、中核的担い手の育成に努める。

子牛市場については、現在の任意団体による運営のメリット・デメリットを繁殖経営者全てに把握させ、永続的に安定した市場開設がなされるシステムへの移行を促すこととする。

また、和牛子牛生産頭数増加を図る上で、今まで以上に受精卵移植技術を積極的に活用し、酪農経営を巻き込んだ形での生産頭数の拡大を目指すこととする。

更に、新規就農者確保については、空き牛舎の情報提供や技術指導者となる優良農家とのマッチング、県単独増頭支援事業の利用などとして対応することとする。

これらの取組により、当面の目標として平成37年度を目標として繁殖雌牛700頭を掲げ、繁殖経営の収益力向上、基盤強化に努めることとする。

②肉専用種肥育経営

肉専用種肥育経営の振興については、現存する経営体の収益力向上に対する取組（増頭支援、畜産コンサルタントによる経営分析等）を進めると共に、規模拡大により施設整備等を要する案件については、畜産クラスターハード及びブリース事業の積極的な活用を促す。

また、肥育頭数の大幅な増頭を進めるために、県外の大規模肥育経営体の本県への誘致を図るとともに、異業種（土木建築業等）から畜産業への参入を進めるなどの施策展開も、今後視野に入れていくこととする。

一方、技術的な対策として収益性の向上を推進するため、肥育期間の短縮を最重要事項に掲げ、飼料費削減、回転率向上による経済効果を追求することとする。具体的な方策として、経営体への早期肥育技術の指標作成のため、県畜産試験場における肥育技術短縮技術開発試験を積極的に進めると共に県産和牛枝肉勉強会等を定期的に開催する体制を整備し、得られたデータを取り纏め、上述の畜産試験場の試験によるデータと融合させ、短期肥育マニュアルを作成・常時改訂を行い、肥育経営への普及を促進する。

更に、空き牛舎の情報提供を積極的に行うなど、経営規模拡大を希望する事業体に対して積極的な支援などを行い、平成37年度を目標として2100頭を掲げ、熊野牛生産体制の基盤整備に努めることとする。

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料の自給率の向上

| | | 現在 | 目標（平成37年度） |
|-------------|-----|--------|------------|
| 飼料自給率 | 乳用牛 | 2.47% | 5.84% |
| | 肉用牛 | 1.10% | 4.52% |
| 飼料作物の作付延べ面積 | | 42.7ha | 87.8ha |

2 具体的措置

県土の大半が山間地で耕地面積の少ない本県において、広大な面積を要する自給飼料生産を一律的に推進することは困難であるため、県内各地域の地理的特性、大家畜飼養状況を最大限に考慮しつつ、地域に応じた自給飼料生産を推進することとする。

県北部においては、本県では比較的平野部が多く、水田面積も広い傾向にあるため、本地域においては稲WCS生産を主軸においた、耕畜連携による自給飼料生産体制の整備を推進することとする。平成27年度に紀北和牛改良組合員が主体となり、畜産クラスター事業を活用し稲WCS生産実証を行ったことから、この取り組みを一層進めるため今後、畜産クラスターリース事業を積極的に活用し、稲WCS生産用機器や堆肥利用促進に資する機器の導入をすすめることとする。

また、稲WCS生産の裏作にイタリアンライグラス等の牧草生産をすすめることにより、水田を積極的に活用した自給飼料生産を図ることとする。

県南部においては、平野部が非常に少なく、水田面積も狭いため、本地域では山間地域の耕作放棄地等を活用した放牧の推進や、河川敷等限られた平坦部を最大限に活用した自給飼料生産も視野に入れ検討することとする。

県内全域的な取組としては、野草や稲わら等の積極的利用を推進していくこととし、効率的な収集体制を整備するため、畜産クラスターリース事業による機器導入を支援することとする。

自給飼料生産が困難な状況である本県において、飼料自給率の向上を図るうえでエコフィードの利用推進は重要な方策であり、現状でも特に肉専用種繁殖経営において利用が進んでいる状況にあるが、今後更に研究を重ね、良質なエコフィード生産技術及び給与技術の開発を支援していくとともに、繁殖農家での利用拡大に努めることとする。

また、平成27年度から県畜産試験場が中心となり、地域の未利用資源を活用した黒毛和種肥育用のエコフィードの開発に取り組んでおり、本技術の早期実用化を図るとともに、肉専用種肥育経営での利用を進め、地域の特色ある牛肉生産体制の整備に努めることとする。

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

集乳送にあたっては、指定生乳生産者団体が指定する運送業者のミルクタンクローリーによる集乳や酪農家自身が工場へ直接送乳することにより対応しているが、酪農家の減少、点在化により一農家当たりの輸送経費が高騰している。

このため、指定生乳生産団体との連携をより強化し、その時点での生乳生産量に応じた効率的な集乳方法（業者選択、ルート選択等）を検討し、可能な限り集乳コストを圧縮できる集送乳体系を整備することとする。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化

| | | | 工場数 (1日当たり 生乳処理量2 t以上) | | 1日当たり 生乳処理量 ① | 1日当たり 生乳処理 能力 ② | 稼働率 ①/②×100 | 備考 |
|-----|--------------------|-----------------------|------------------------------|-------|---------------------|--------------------------|----------------|----|
| 区域名 | 現在 (平成25年 度) | 飲用牛乳を 主に製造 する工場 | 0工場 | 合計 | kg | kg | % | |
| | | | | 1工場平均 | — | — | — | |
| | | 乳製品を主に 製造する工場 | 0工場 | 合計 | — | — | — | |
| | | | | 1工場平均 | — | — | — | |
| | 目標 (平成37年 度) | 飲用牛乳を 主に製造 する工場 | 0工場 | 合計 | — | — | — | |
| | | | | 1工場平均 | — | — | — | |
| | | 乳製品を主に 製造する工場 | | 合計 | — | — | — | |
| | | | | 1工場平均 | — | — | — | |

- (注) 1. 「1日当たり生乳処理量」欄には、年間生乳処理量を365日で除した数値を記入すること。
 2. 「1日当たり生乳処理能力」欄には、飲用牛乳を主に製造する工場にあつては6時間、乳製品を主に製造する工場にあつては北海道は12時間、北海道以外は6時間それぞれ稼働した場合に処理できる生乳処理量 (kg) の合計を記入すること。

(2) 具体的措置

現在、県内には6の乳業工場があるが、全て一日当たり生乳処理量が2トン未満となっており、そのいずれもが飲用牛乳製造を主としている。

本県の乳業工場は全て小規模で地域酪農密着型・地産地消型であり、これらの生産販売環境は牛乳の広域流通に伴い、近年一層厳しさを増しているが、一部では地域性や希少性、殺菌方法の違い（低温殺菌等）によるメーカー品との差別化などを強調し、高付加価値化した製品の製造販売を行っている乳業者もある。

上述の様に、県内の乳処理工場が脆弱であるため、県内で生産された大部分の生乳は、隣接する大阪府に所在する大手メーカー工場に輸送・処理され飲用牛乳の製造が行われている。

このため、本県に所在する乳処理工場においては、生産された生乳の地域性・特色を前面に出した高付加価値化された商品の開発や流通を支援することで、地域の特産品化（地産地消）を進め、収益性の向上を促進する。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 肉用牛の流通合理化

ア 家畜市場の現状

| 名称 | 開設者 | 登録年月日 | 年間開催日数 | | | | | 年間取引頭数(平成25年度) | | | | |
|---------|---------------|-----------|--------|-----|------|-----|-----|----------------|----|------|----|----|
| | | | 肉専用種 | | 乳用種等 | | | 肉専用種 | | 乳用種等 | | |
| | | | 子牛 | 成牛 | 初生牛 | 子牛 | 成牛 | 子牛 | 成牛 | 初生牛 | 子牛 | 成牛 |
| 田辺家畜市場 | 和歌山県農業協同組合連合会 | 昭和43年8月1日 | (日) | (日) | (日) | (日) | (日) | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 |
| 熊野牛家畜市場 | 熊野牛産地化推進協議会 | 臨時家畜市場 | 4 | — | — | — | — | 300 | — | — | — | — |
| 計 | 2ヶ所 | | 4 | — | — | — | — | 300 | — | — | — | — |

- (注) 1. 肉用牛を取り扱う市場について記入すること。
 2. 初生牛とは生後1~4週間程度のもの、子牛とは生後1年未満のもの(初生牛を除く)、成牛とは生後1年以上のものとする。
 3. 乳用種等については、交雑種は内数とし()書きで記入すること。

イ 具体的措置

田辺家畜市場は平成17年2月の子牛市場を最後に、現在休止状態となっている。以降、代替的に平成17年5月から生産者団体(熊野牛産地化推進協議会)が市場開設者となり、関係機関と連携を図りながら臨時家畜市場として熊野牛子牛市場が開催されている。

現在の市場運営体制になり10年間で出荷頭数・取引金額も安定する中、恒久的に安定した常設市場運営体制の整備が求められる状況にある。

今後は、県内子牛市場の常設市場化を目指した取組を積極的に進めることとし、特に、適切な開設者の選定・効率的な市場運営が出来る施設の整備について、可能な限り早急に検討・協議を行っていくこととする。

(2) 牛肉の流通の合理化

ア 食肉処理加工施設の現状

| 名称 | 設置者(開設) | 設置(開設)年月日 | 年間稼働日数 | と畜能力1日当たり | | と畜実績1日当たり | | 稼働率②/①% | 部分肉処理能力1日当たり | | 部分肉処理実績計 | | 稼働率④/③% |
|----------|---------|------------|--------|-----------|-----|-----------|-----|---------|--------------|-----|----------|-----|---------|
| | | | | ① | うち牛 | ② | うち牛 | | ③ | うち牛 | ④ | うち牛 | |
| 新宮市食肉処理場 | 新宮市 | 昭和49年7月13日 | 192 | 129 | 68 | 16 | 16 | 12.4 | — | — | — | — | — |
| 計 | 1ヶ所 | | 192 | 129 | 68 | 16 | 16 | 12.4 | — | — | — | — | — |

- (注) 1. 食肉処理施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。
 2. 頭数は、豚換算(牛1頭=豚4頭)で記載すること。「うち牛」についても同じ。

イ 食肉処理加工施設の再編整備目標

(ア) 現在、本県の食肉処理施設は新宮市で稼働する小規模食肉処理場のみであり、施設の老朽化や稼働率の低下が懸念されており、抜本的な対応が求められている状況にある。

しかしながら、本処理場は周辺の食肉処理場から遠く離れたところに立地することから、地域畜産業の維持・振興に必要な不可欠な施設であり、安易な再編整備を行う事が困難な状況である。

今後、本施設については効率的な改修等により、現状の体制を可能な限り維持することを当面の方針とする。

ウ 肉用牛（肥育牛）の出荷先

| 区域名 | 区分 | 現在（平成25年度） | | | | | | 目標（平成37年度） | | | | | |
|-----|------|------------|-------------------|------|-----|-----|------|------------|-------------------|------|-----|-------|------|
| | | 出荷頭数 ① | 出荷先 | | | | ②/① | 出荷頭数 ① | 出荷先 | | | | ②/① |
| | | | 県内 | | | 県外 | | | 県内 | | | 県外 | |
| | | | 食肉処理 加工施設 ② | 家畜市場 | その他 | | | | 食肉処理 加工施設 ② | 家畜市場 | その他 | | |
| | 肉専用種 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | % | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | % |
| | 乳用種 | 36 | 0 | 0 | 0 | 36 | 0 | 30 | 0 | 0 | 0 | 30 | 0 |
| | 交雑種 | 196 | 0 | 0 | 7 | 189 | 0 | 75 | 0 | 0 | 0 | 75 | 0 |
| 合計 | 肉専用種 | 990 | 155 | 0 | 0 | 835 | 15.7 | 1,325 | 200 | 0 | 0 | 1,125 | 15.1 |
| | 乳用種 | 36 | 0 | 0 | 0 | 36 | 0 | 30 | 0 | 0 | 0 | 30 | 0 |
| | 交雑種 | 196 | 0 | 0 | 7 | 189 | 0 | 75 | 0 | 0 | 0 | 75 | 0 |

エ 具体的措置

本県の中央的な食肉処理場であった和歌山市食肉処理場が平成22年3月に閉鎖になったことから、大半は近隣県のHACCP方式を導入した食肉処理場への出荷体制となっている。

今後も、このような肉用牛の出荷先の動向に変化がないものと思われることから、特に本県からの出荷頭数の多い大阪市南港食肉市場において、本県産和牛の枝肉勉強会等を定期的に開催することで、県産和牛「熊野牛」の知名度向上及び取引価格の向上に努めることとし、集約的な出荷体制を推進することとする。

Ⅶ その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

(1) 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置

担い手の育成については、肉用牛経営については、特に地域の面的な支援が重要であることから、各地域において生産者が主体となった団体（和牛改良組合等）の育成、活動の活性化を支援し、組織全体としての技術力・収益力の向上を促すこととする。

一方、酪農経営については点在化が急激に進んでいることから、県内統一の生産者団体（和歌山県JA高品質生乳生産連絡会）を中心とした各種取組（簡易牛群検定の普及活動等）を支援し、技術力・収益力の向上を促すこととする。

上述の組織については、畜産クラスター協議会として早急に位置付け、国庫事業を効率的に活用・スピード感のある事業展開を促すし、特に担い手を中心とした経営体の育成に努めることとする。

労働負担軽減についても、上述の組織を効果的に活用し、作業の共同化や畜産クラスター事業の効果的活用により省力化を図る設備の導入等を積極的に促すと共に、各組織の機能を強化することで農家間の連携を強固なものとし、個々の経営体が抱える問題を組織全体の問題と捉まえ、解決を図る体制を整備することで各経営体の負担軽減を図ることとする。

(2) 畜産クラスターの推進方針

(i) 畜産クラスターの推進の基本的な考え方

肉用牛に関する畜産クラスターについては、平成25年度に県内全ての肉用牛生産流通に携わる者で構成する統一団体（全国和牛能力共進会和歌山県出品推進協議会）が発足、平成26年度より畜産クラスターソフト事業に取り組んでおり、今後もこの協議会をモデルとして、特に畜産クラスターハード・リース事業を活用する場合には、その取組に応じた畜産クラスター協議会の設立・運営を支援することにより、一層の組織力強化を図ることとする。

一方、酪農に関しては県内統一の生産者団体（和歌山県JA高品質生乳生産連絡会）が、平成27年度より独自の取組（簡易牛群検定の普及定着化促進）を開始、各生産者の搾乳牛の個体能力検査を開始した。今後、この取組を核として畜産クラスターとして国のクラスター関連事業である畜産・酪農生産力強化緊急対策事業取得に向けた検討がなされていることから、本団体を県の酪農クラスターと位置付け、組織力の強化を支援していくこととする。

(ii) 地域や畜種ごとの重点的な取組分野

肉用牛クラスターにおいては、稲WCS生産等自給飼料生産振興・肥育の短期化・枝肉勉強会や種牛共進会の定着化など、各経営体の収益性及び技術力向上に資する取組を中心に事業展開を図っていくこととする。

酪農クラスターにおいては、各経営の搾乳牛の個体能力検査の定着化及びその結果に基づく牛群改良、受精卵移植等の技術定着化や飼養管理技術向上等経営体の収益性向上に資する取組を図るとともに、特に大規模農家においては畜産クラスターハード・リース事業を活用し、搾乳ロボット等労働力削減に資する機械設備等の導入を推進することとする。

(iii) 畜産クラスターを推進するための各都道府県独自の方策

肉用牛クラスターにおいてはその組織に構成員として県が参画しており、今後も特に人的・技術的に組織の内側からのサポートを継続し、積極的な事業展開を企画提案、実行支援していくこととする。

酪農クラスターにおいては、特に飼養管理技術改善に資する取組については、家畜保健衛生所を中心として技術的指導を積極的に行っていくとともに、クラスター協議会と県とが情報交換を密にし、各経営体の実情に応じた各種施策（ハード・リース事業等）の効率的な実施に向けた体制を構築することとする。

(3) その他必要な事項

(i) 経営技術指導

経営感覚に優れた経営体を育成するため、経営体の自主的な取組を支援するとともに、畜産コンサルタントによる経営指導を一層強化するとともに、指導者の技術力及び指導力の高位標準化を図り、効果的な研修会を通じて経営体のレベルアップと相互の連携強化を図ることとする。

また、優良経営事例における経営管理・生産技術データの集積・提供をはじめとした経営の高度化に必要な情報のデータベースやネットワークの整備を図るとともに、地域内関係機関がこれらの情報を積極的に活用・相互連携しつつ、各経営体のニーズに応じた効果的な支援・指導を推進する。

(ii)家畜衛生

社会的に大きな影響を被る口蹄疫をはじめとした悪性家畜伝染病の未然防止に重点を置いた事前対応型の防疫体制の整備、発生時の迅速な初動防疫に重点を置いた危機管理体制の構築を図ることとする。

また、飼養形態の変化に伴う慢性疾病による経済被害を最小限にするため、発生予防に重点を置いた家畜衛生体制の整備を推進し、生産性の向上を図るとともに、家畜疾病診断体制の強化、獣医療提供体制の整備を図ることとする。